

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	指導要録のデジタル化に関する運用規則の制定
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>指導要録について、学校教育法上は下記のように定義されている。デジタル化については明記されていないが、慣習上、押印の必要があるためデジタル化を進められないと考えられる。デジタル化した場合の運用規則について制定することにより、デジタル化が進むと考えられる。</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。</p> <p>○2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>○3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	学校教育法施行規則 第二十四条 2項、及び3項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童等の進学、転学時における指導要録の引き継ぎ時、「記録用紙に押印する」慣習があり、教育現場がそれを遵守しているため、指導要録のデジタル化の阻害要因となっている可能性が高い。</li> <li>・教育現場が抵抗なく指導要録のデジタル化を推進できる様、指導要録のデジタル化に関する運用規則を制定し、周知すべきである。</li> </ul>